

建築工事共通仕様書 関係基準

建設キャリアアップシステム(CCUS)
活用促進ガイドライン
(建築編)

2023 年 7 月

阪神高速道路株式会社

目 次

第 1 節	一 般	1
第 2 節	対象工事	1
第 3 節	CCUS の導入達成条件及び工事成績評価	1
第 4 節	CCUS 活用促進への取組に関する手続等	1
第 5 節	CCUS 活用促進報告書の記載内容	2

第1節 一 般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、受注者の希望によって建設キャリアアップシステム（以下、CCUS という。）活用促進へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

CCUS 活用促進への取組は、受注者の希望によって行う「受注者希望方式」を適用した工事を対象に実施する。

第3節 CCUS の導入達成条件及び工事成績評定

取組を行う工事において、下記①～④の達成状況により、工事成績評定において加点を行うものとする。なお、下記以外の場合は原則、加点を行わない。

[現場施工開始時]

①CCUS の現場登録とカードリーダーの設置

[施工期間中]

②工事期間中の平均登録事業者率

③工事期間中の平均登録技能者率

④工事期間中の平均就業履歴蓄積率（カードタッチ率）

※上記②～④については、実施状況の把握のため、年度毎の状況について報告を求める他、臨時で報告を求める場合がある。なお、工期開始から年度末までの期間に現場作業等が生じない場合や工期が2年以内である等の場合には、監督員と協議の上、年度毎の状況確認を省略することができるものとする。

□加点措置

下記のすべてを達成した場合、1点加点とする。なお、下記のすべてを達成し、かつ、平均登録技能者率70%以上を達成した場合、2点加点とする。

- | | |
|-------------------|-------|
| ・ 工事期間中の平均登録事業者率 | 70%以上 |
| ・ 工事期間中の平均登録技能者率 | 50%以上 |
| ・ 工事期間中の平均就業履歴蓄積率 | 30%以上 |

第4節 CCUS 活用促進への取組に関する手続等

受注者は、CCUS 活用促進への取組を行う場合、監督員と協議の上、下記

のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者希望方式の場合は CCUS の実施を監督員と打合せ簿等で確認する。
- (2) 技能者の就業履歴を蓄積するための機器、インターネット接続環境、カードリーダーを準備し、CCUS の事業者登録を行う。
- (3) 年度毎及び工事しゅん工後、又は発注者が求めた場合に「工事名」「登録事業者率」「登録技能者率」「就業履歴蓄積率」が確認できる「CCUS 活用促進報告書」を監督員に提出する。「CCUS 活用促進報告書」は原則 A4 サイズ、文字の大きさは見出し 12pt、その他 10.5pt を標準とする。
- (4) 受注者の責によらず、やむを得ず CCUS 活用促進への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。
- (5) 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率 50%、平均登録技能者率 30%、平均就業履歴蓄積率 20%のいずれかが未達成の場合は、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査終了後 14 日以内に発注者に報告すること。

第 5 節 CCUS 活用促進報告書の記載内容

受注者は、CCUS 活用促進報告書に下記が明確となるような記載を行うものとする。

- (A) カードリーダーの設置が確認できる写真等
- (B) 平均登録事業者率（CCUS 登録事業者数/ 施工体制台帳記載の下請企業数）
- (C) 平均登録技能者率（CCUS 登録技能者数/ 施工体制台帳記載の技能者数）
- (D) CCUS をタッチ等して現場へ入場した技能者の数（CCUS 履歴出力等）
- (E) 現場へ入場した技能者の数（現場入場者が確認できる書類）
- (F) 平均就業履歴蓄積率（(D) / (E)）